

令和6年1月11日

令和5年度_第5回柏市国民健康保険運営協議会【資料3】

国民健康保険条例の一部改正について

柏市健康医療部保険年金課

1. 退職者医療制度の廃止について

退職者医療制度の概要

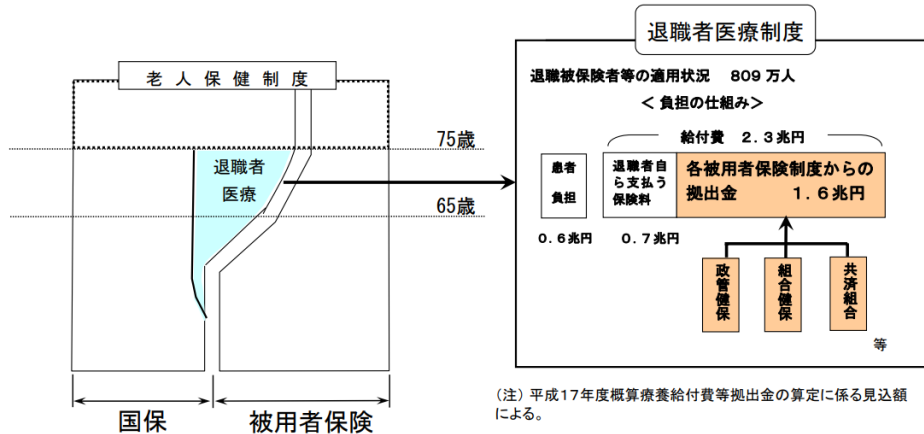
被用者保険の被保険者は、医療の必要性が高まる世代になった後に国民健康保険に移ることが多く、健康保険組合や共済組合等と比較して、国民健康保険は医療費の負担が大きくなっている。

退職者医療制度は、こうした医療制度間の公平化を図ることを趣旨に創設された。

その後、平成20年4月の高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止され、経過措置として平成26年度まで（65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまで）退職者医療制度は存続することとされてきた。

退職者医療制度の仕組み

- 退職などによって企業を辞めた者は、国保に加入する。
- 被用者の期間が長期にわたる者（20年以上）の医療費については、自ら支払う保険料と各被用者保険制度からの拠出金により賄っている。
- この拠出金については、各被用者保険が財政力に応じて負担。（報酬総額で按分）



廃止理由

今般、対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務コスト削減を図る観点から、令和5年5月19日に公布された『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』により、前倒しして廃止されることとなった。

【対象者】 退職被保険者（本人），退職被扶養者
※柏市では令和3年以降適用者は0人

【施行期日】 令和6年4月1日